

# 学界と立法府(その1): 米国では

小林信一 こばやし しんいち

科学技術イノベーション政策アナリスト

科学技術・イノベーション政策と科学技術者との関係を語るときに、立法府が取り上げられることはほとんどない。学界、科学技術者は、研究資金の獲得のためにも、行政に関心を集中させがちである。一方で、立法府を見ると、科学技術に関連する議員立法が増加している傾向もある。そこで、立法府と学界、科学技術者との関係について考えたい。筆者が立法府の科学技術政策関連スタッフと会い、議論を交わしたのは、日本よりも、米国、フランス、英国など外国の議会のほうが前だった。中でも特徴的なのは米国だった。米国は特殊である。しかし、それゆえに、立法府における科学技術政策、立法府と科学技術者および学界との関わり、立法府による行政監視や政策評価とそれらの活動における学界の役割を考える上で参照軸となる。そこで、日本の実態について紹介、検討するのに先立って、米国の事例を紹介しよう。

## 1. AAAS 科学技術政策フェローの活躍

1.1. AAAS 科学技術政策フェローシップとは  
AAAS(American Association for the Advancement of Science)の科学技術政策フェローシップ(AAAS Science and Technology Policy Fellowships)については、日本でもしばしば取り上げられるが、詳細に紹介されることは少ない。立法府や行政府と学界との関係のあり方として参考になる事例であり、ある意味では学界と政策との関係の原点ともいべき事業なので、ポイントを簡単に紹介しておきたい\*1。

\*1—筆者らは12、3年前に、運営主体であるAAASから提供された実績データの分析、フェロー自身や経験者との面会などにより実態調査をした。小山田和仁「表9-1 アメリカにお

AAAS 科学技術政策フェローシップは1973年度に7名からスタートし、2000年までに約1400人のフェロー経験者を輩出し、2000年以降は毎年約100人の規模のフェローを連邦議会や行政機関へ派遣している。最近ではフェローの人数はさらに拡大し、毎年250人以上になり、経験者の総数はのべ3600人を超えたという\*2。

典型的には、博士号を取得直後か、1回程度ポストドクを経験した後に、フェローになるケースがほとんどである。また、就職後7、8年後、すなわちテニユア(終身在職権)を取得後のサバティカル・リーブ\*3を活用してフェローとなるケースも少なくない。科学技術政策フェローの期間は原則約1年で、当初は上下両院の議員オフィスや委員会事務局など、連邦議会に派遣されるケースが大多数だった。1980年代以降は国務省関係のフェローが次第に増えて主要な派遣先の一つとなった。その後は、多様な行政機関が多数のフェローを受け入れるようになったが、連邦議会関係が主要な派遣先の一つであることに変わりはない。

フェローの給与などは、受入機関だけでなく、

科学技術政策フェローシップ」p.85、齋藤芳子「コラム9-14 AAASフェローに関する統計データ」pp.106-7ほか、産業技術総合研究所技術と社会研究センター『研究者のノンアカデミック・キャリアパス』(科学技術振興調整費成果報告書)2005。〈<http://scfdb.tokyo.jst.go.jp/pdf/20031470/2004/200314702004rr.pdf>〉

\*2—AAAS, "Alumni of S & T Policy Fellowships." 〈<https://www.aaas.org/page/stpf/alumni-st-policy-fellowships>〉

\*3—sabbatical leave. 大学のテニユア教員に対して7年に1回与えられる長期の有給休暇。休暇中は、教育や管理運営業務を免除され、国内外の大学などに長期滞在して研究活動などに携わることが多く、研究休暇ということもある。米国では、後述するように、立法府、行政府への派遣や、ポリティカル・アポインティ(政治任用)の期間として利用されることもある。

AAAS, ナショナルアカデミーズ\*4, 特定分野の学会, 財団, 企業などが負担する。厳密にいうと, AAAS 科学技術政策フェローシップという単独のプログラムが存在するのではなく, AAAS 科学技術政策フェローシップは多数のプログラムの総称である。AAAS はフェローの研修などを担うとともに, 各種プログラム, フェローやその経験者を束ねる役割を果たしている。

興味深いことに, AAAS 科学技術政策フェロー終了後に大学や研究機関に戻って研究生生活を継続する者は4分の1程度にすぎず, 議会や行政機関の正規職員に転身する者, シンクタンク, コンサルタントなどに就職する者が珍しくない。また, フェロー経験者の3分の1は, ワシントンDCもしくは近郊で, 何らかの形で科学技術政策に関わる仕事をしている\*5。彼らは, おそらく1000人を超える層の厚いネットワークを形成し, 米国の科学技術政策を支えているのである。

## 1.2. 国務省の科学技術者

中には, 博士号取得後に AAAS 科学技術政策フェローを経験した後, 大学に戻ってポストを獲得, さらにシニア教員になってから再び, 立法府, 行政府に外向するようなケースも珍しくない。立法府ではないが, 国務省のケースが示唆的なので紹介しよう。

後述するように, 政治学者がポリティカル・アポインティ(政治任用)として行政機関に外向するケースは以前から存在したが, 自然科学分野のシニアレベルの研究者が行政機関に外向して重要な役割を担うようになったのは, 2000年ころからではないかと思う。当時, 国務省は, 科学技術外交,

環境問題, 感染症問題等, 科学技術が関連する国際的課題が少なくないことから, 国務長官科学技術顧問(Science and Technology Adviser to the Secretary of State)を置いた。加えて, 有力大学教員を招聘することを目的とするジェファーソン科学フェローシップ・プログラム\*6によるシニアレベルの科学技術顧問も複数いる。さらに国務長官科学技術顧問のオフィスでは数名の AAAS 科学技術政策フェローがスタッフとして活動を支えている。ほかにも, 国務省内, 在外公館等で多数の AAAS 科学技術政策フェローが活動している\*7。つまり, 国務長官科学技術顧問をトップに科学技術者が, シニアレベルからジュニアレベルまで重層的に科学技術外交を支援する態勢を, 米国の学界は構築したのである。そればかりか, AAAS 科学技術政策フェローの経験者のうち70名が国務省職員に転身したと言われる。彼らもまた, 科学技術外交を支えているのである。なお, 国務長官科学技術顧問やジェファーソン科学フェローの多くは AAAS 科学技術政策フェローの経験者である。

## 1.3. 連邦議会と科学技術者と科学技術政策

連邦議会では, 議員オフィスに科学技術者が在籍するケースが見られる。米国の議員オフィスには多数のスタッフがいる。私が訪問した上院議員のオフィスには, インターンを含めて, おそらく20人以上のスタッフが働いていたのではないか

\*6—Jefferson Science Fellowship Program. シニアレベルの大学教員が科学技術顧問になる場合は, 通常サバティカル・リープの1年間を利用する。その間の給与は派遣元の大学が支給する。ただし, 慣例としてサバティカル・リープは2年まで延長できるので, 2年間にわたり科学技術顧問を継続することが可能である。大学は延長した期間は休職扱いとなり, 通常は給与が出ない。その間の給与を補償するために創設されたのが, ジェファーソン科学フェローである。これにより, 国務省の科学的助言体制が充実していった。

\*7—2014年には, 30名の AAAS 科学技術政策フェローが国務省で働いていた。なお, ジェファーソン科学フェローは毎年12名以内とされている。Committee on Science and Technology Capabilities at the Department of State, National Research Council et al., *Diplomacy for the 21st Century: Embedding a Culture of Science and Technology Throughout the Department of State*, 2015, p. 85.

\*4—National Academies. National Academy of Science, National Academy of Engineering, National Academy of Medicine, National Research Council から構成される非営利の非政府機関。2015年に Institute of Medicine は National Academy of Medicine に改組された。ナショナルアカデミーズとして一体的に運営されている。

\*5—2000年当時のデータにもとづく。科学技術政策に熱中する者を「ポトマック熱」と, あたかも病気のように呼ぶこともある。ポトマックはワシントン DC を流れる川の名称。

と思う\*8。なぜ多いかというと、米国では予算法案やその他の各種法案に関して、大統領府は必要な施策に関して連邦議会にメッセージを送り、審議を勧告することはできても、法案そのものを提出することはできないからである。日本では内閣提出法案が圧倒的に多いが、米国ではあくまで議員が法案を作成し、審議、議決していく。立法はあくまで議員の任務である(ただし、法律として成立するためには大統領の署名が必要であり、大統領は法律案に対して拒否権を有している)。そのため、特に上院議員になると幅広い分野の専門スタッフを抱えなければならず、科学技術分野の専門家として、シニアレベルの大学教員を出向やフェローなどとして受け入れている。

科学技術に関連する法律やその修正条項なども当然ながら、議員立法である。例えば、連邦資金による研究成果を研究の受託者に帰属させることを定めたバイ・ドール法(Bayh-Dole Act)は日本でも有名である。そもそもバイもドールも法案を提案した議員の名前である。米国では法律の通称が議員の名前で呼ばれることは珍しくないが、それほど議員の役割が大きいということだろう。このような法案の提案を通じて、連邦議会は科学技術政策の立案と運営に大きい影響力をもっている。

予算の大枠は、大統領の予算教書などを通じて示されるが、予算そのものは連邦議会が策定する。科学技術関連分野でも、連邦議会と大統領府との間で意見や施策に対する考え方に特段の対立がない限りは、大統領の期待する内容の予算法が成立する。しかし、その場合でも、法律の中で、かなり細かい注文が付けられていたり、後述するように政策の評価を義務付けたりして、議会が独自性を発揮する。連邦議会は科学技術政策の大枠を決めるわけではないが、細かい舵取りで政策の運営に関わっているのである。

なお、科学技術分野では、大統領が極端な政策

を進めようとするケースもしばしば見られる。その場合、議会がその要求を認めず、予算の裏付けが得られないままになる場合、逆に大統領の意図に反して予算削減を緩和する場合など、議会が激変緩和の役割を担う場合もある。こうした点でも、連邦議会は科学技術政策に影響力を発揮しているといえる。このように、米国では立法府も科学技術政策の立案、運営に深く関わっている。議員の役割はもちろん、それを支える議員オフィスの科学技術スタッフの役割は大きい。

さらに、上下両院の科学技術関連の委員会事務局にもスタッフが多数いる。筆者が訪問した下院の科学担当の委員会の場合、狭い委員会事務局に約20人のスタッフが集まっていた\*9。その中でも、AAAS科学技術政策フェローが多数いた。委員会の科学技術分野のスタッフは、議員オフィスの科学技術者よりは、かなり若い印象である。彼らは公聴会などの運営、議員たちが提出する法案の修正や調整、各種の報告書の作成など、とても意欲的に活動している。資料収集は徹底している。連邦議会の資料は公開されているので、最近ではウェブでも容易に見ることができるのだが、取り上げている議論に関連する主要論文を収集し、数百ページ、場合によっては千ページ超の参考文献集として取りまとめられることもある。

毎年予算関連法案の確定の時期になると、議員は地元の要望をいかにして予算の中に反映させるかで騒然とした雰囲気になるという。予算に限りがあるため、最後は主要議員らが徹夜で採用、不採用を決めていくのだそうだ。科学技術や大学関係では民主党議員を通じた要望が圧倒的に多いようだが、それを既存の行政機関(NSFやNIHなどのファンディング機関)の予算の中に割り当てていく。その作業の過程で、綴じられた冊子の中の採択された提案のページの耳を折り曲げて示したことから、議員と委員会の判断で採択された案件をイヤマー

\*8—下院議員の常勤秘書の上限は18人、平均で15人、上院議員の秘書数に制限はなく、常勤秘書は平均で30人以上だという。桐原康栄「欧米主要国の議員秘書制度 第2版」『調査と情報』732号、2011。

\*9—議会内の委員会事務局には多数党側のスタッフが常駐しており、少数党側のスタッフは近隣のビルの中にオフィスを借りているのだそうで、選挙で負けるとスタッフの人数も減るといふ。

ク (earmark) と呼ぶ(ポークバレル (pork barrel) と侮蔑的ニュアンスで呼ぶこともある)。興味深いことに、イヤマークも競争的研究資金の一種として扱われ、すべての案件はオープンにされ、割り当てられた予算額や目的、提案議員などが公開される。連邦議会の委員会は、イヤマークという科学技術関係予算の周部分的部分とはいえ、影響力を行使している。これも、立法府による科学技術政策上の役割である。委員会事務局の若手フェローはこうしたリアルな世界を経験しているのである。

## 2. 学界と立法府

### 2.1. ナショナルアカデミーと行政監視・政策評価

米国の場合、合衆国憲法によって立法権、行政権、司法権が、連邦議会、大統領府、最高裁判所に明確に割り当てられており、連邦議会、大統領府、最高裁判所の三者によって連邦政府が構成されている\*10。三者がそれぞれの役割を担い、相互に牽制し合う、典型的な三権分立である。立法府の重要な役割の一つは、大統領府の暴走を阻止することにある。そのため、連邦議会は、大統領府が実施する施策に関して、立法府の立場から行政評価、行政監視を行う。当然、連邦議会は立法により施策を改廃する権限を有している(大統領も法律への署名拒否という対抗手段を持っているが)。歴史的にも、多数党の政治的判断で廃止された科学技術関連の施策は少なくない。

政治的判断からは独立に、証拠(エビデンス)にもとづいて、政策の効果を実証的に検証し、見直していくことも必要である。そのため、連邦議会は予算法やその他の法律の中で、個別の政策、科学技術関連プログラムの評価の実施を義務づけることが少なくない。それも、行政機関による自己評

価や内部評価とは別に、ナショナルアカデミーズを典型とする各分野のアカデミーなどに評価を外部委託することを法律の中に明記しているケースが珍しくない。アカデミーは、証拠にもとづく政策評価を、特定の政治的立場に偏らない専門的な立場から担うことが期待されているのである。

科学、工学、医学の各分野を代表するアカデミーであるナショナルアカデミーズは、連邦議会からのさまざまな要請に対して組織的に対応している。政策評価のためのプロジェクトの場合、アカデミー会員やその他の専門家からなる委員会を組織し、一定期間をかけて綿密に調査、分析し、報告書をまとめることになる。また、連邦議会の科学技術関連の委員会が、公聴会での証言や意見陳述をアカデミーに求めることも珍しくない。こうした要請に対してもアカデミーとして対応している。

行政府の各組織も、法律上の要請の有無にかかわらず、独自にアカデミーに政策の事前評価や中間評価を委託する場合がある。また、ナショナルアカデミーズ自らのイニシアティブで議論を進め、それを提言として取りまとめることも多く、提言が政権の科学技術政策に反映されることも珍しくない。逆に大統領や連邦議会の多数党または少数党の政治的立場と異なる主張をすることもある。

### 2.2. 連邦政府を支える学界、社会を支える学界

このように米国では、行政機関における科学助言、連邦議会や議員オフィスにおける立法支援活動のみならず、政策評価や行政監視の分野でも、科学技術者および学界は、立法府、行政府の重要なパートナーとして位置づけられている。学界はこうした連邦政府を支える活動に対して、組織的に、また人的ネットワークを構築して対応しているのである。

日本では学会というと、学術雑誌の刊行を通じた研究成果の発表など、もっぱら研究推進のための集団であり、政府に対して要望や提言を发出する場合も、研究活動に関わるのが主である。も

\*10—米国の連邦政府は合衆国憲法によって規定される人工的な存在であり、このような政府(government)観は、日本や欧州各国のそれとは大きく異なっている。日本では「政府」とは行政権を行使する内閣とその下にある行政機関を指すと一般に理解されている。

もちろん、審議会や各種委員会などに委員などとして参加する科学技術者は少なくないが、多くの場合、組織的というよりは、個人として参加している。日本に限った話ではないが、科学技術者の世界には「謙虚」という価値観が浸透している。自分の専門以外のことには口を出さないことが、科学技術者の美德とされてきた。「餅は餅屋」である。かつては、審議会や政府の活動に参加する研究者を卑下するような雰囲気が大学の中にあった。今日でこそ、「社会的貢献」などと言って、教員の評価項目に加えられるようになったが。

だが、研究推進だけが学会の社会的役割なのだろうか。研究者集団の専門性、科学技術研究の成果や科学技術分野で培われてきた科学的思考法にもとづく立法、行政に対する支援は、証拠にもとづく政策立案とその運営の基盤であり、社会における科学技術の存在意義の一つである。また、そのことが科学技術に対する社会の期待や支持にもつながり、科学技術とそれを担うコミュニティにとって、その存在基盤を強化することにつながる。もちろん、すべての科学技術者個人や専門学会がそのような役割を担うのは過重であるし、一つ間違えれば、透明性を欠いた利益誘導に陥りかねない。そこで登場するのが、アカデミーである。

アカデミーは科学技術の振興のみならず、科学技術を通じた社会の発展への貢献もその目的としていることが多い。科学技術者のコミュニティにとって、連邦政府を支え、ひいては社会を支えていくことも重要な使命なのである。それを特定の研究分野の利益誘導ではなく、透明性ある形で実現するのが、アカデミーの重要な存在意義である。アカデミーは、学界と社会、学界と政府をつなぐ重要なチャネルなのである。

### 3. 立法府内部の科学技術分野の立法支援機能

#### 3.1. OTA とその後

ちなみに、連邦議会には上下両院のほかに、いくつかの関連機関がある。その中には科学技術分

野の調査、分析を通じて立法活動を補佐する役割を担うものがあり、科学技術の成果が生かされ、科学技術者が活躍している。

現在は存在しないが、1972年に連邦議会の附属機関として設置された技術評価局(Office of Technology Assessment: OTA)が有名である。130~140人のスタッフを擁する、かなり大規模な組織だった。欧州各国でもOTAに触発されて、1980年代から議会に科学技術調査・分析機関が設置されていたが、皮肉なことに、欧州各国が機関を設立していく中で、米国のOTAは1995年に閉鎖されることが決まった。さまざまな背景事情があったと思われるが、規模が大きすぎたこと、つまり人件費を含む運営費が高かついたことも大きな要因だったと言われている。

米国では、OTAは廃止されたが、科学技術面で議会を支援する機能がなくなったわけではない。連邦議会には議会調査局(Congressional Research Service: CRS)という組織がある。CRSは議会図書館(Library of Congress)の中の一部局で、連邦議会のための調査機関として、比較的短期的な観点の調査を担っている。政策課題に関する比較的簡潔な調査・分析レポートを公表しているが、その中には科学技術に関するレポートもある。OTAが存在していた時代には、CRSはOTAと協力関係にあったといわれるが、OTA廃止後も、科学技術分野における立法補佐活動を継続して実施してきたわけである。

米国では、連邦議会の立法活動を支援するための科学技術に関する調査・分析をCRSが短期的、ナショナルアカデミーズなどが長期的かつ専門的な観点から担ってきたが、両者の間で中期的観点の調査・分析を担っていたのがOTAであったと整理することもできる。

#### 3.2. GAO とテクノロジーアセスメント

それではOTAが廃止された後、OTAが担っていた役割はどうなったのか。もちろん、その一部は、議員のスタッフ、議会スタッフ、CRS、ナショナルアカデミーズ、各種のシンクタンクなど

が肩代わりしたが、その喪失感は強く、多くの人たちがOTAの復活を望んできたことも事実である。

そのような中で科学技術分野の調査・分析機関として浮上してきたのが、米国会計検査院(Government Accountability Office: GAO)である。GAOは1921年に連邦議会の附属機関として設立された機関で、従来は主として会計検査を担っていたが、2004年には名称も変更され、行政監視の側面が強調されるようになった\*11。2000年に連邦議会はGAOの組織再編を決めたが、科学技術に関わる活動を強化するために重要な科学技術および専門的知識の必要に応える上級レベルの職を設けることとした。2002年以降、複数回にわたりテクノロジーアセスメントの試行調査が実施された。その結果、OTAのような大規模な組織を新設(復活)することなく、GAOを活用することでOTAに代わる機能を果たしうると判断され、2008年度には正式にGAOが常設のテクノロジーアセスメント担当機関として位置づけられることになった。

実際には数名程度の増員にすぎず、それを補うために、科学技術関連分野のGAOスタッフがテクノロジーアセスメントに関連する調査も兼任する形で取り組んでいる。現在は、GAOのApplied Research and Methods チームの中の科学・技術・工学センター(Center for Science, Technology, and Engineering: CSTE)がテクノロジーアセスメント事業を担当している。CSTEには、共同センター長としてChief Scientist, Chief Technologistがおり、テクノロジーアセスメントを主導するとともに、GAOのすべてのチームに対して科学技術面での専門的助言を行っている。100人以上を要したOTAとは比較にならないほど慎ましい規模であるとはいえ、これで正式にテクノロジーアセスメント活動が再開し、OTA廃止で欠けた中期的観点からの科学技術の調査・分析機能の間隙が埋め

られた。外部専門家の力も借りながら、毎年1、2件の報告書を公表し、活動が続けられている。もっとも、OTA復活論は、今日に至っても繰り返し話題に上るが。

なお、テクノロジーアセスメントというと、新技術の悪影響の事前評価活動だと捉えられることが多い。この理解は間違いとは言えないが、一面的で偏った理解であることも事実である。GAOの科学技術に関する調査・分析は法律上、テクノロジーアセスメントと呼ばれる。GAOはテクノロジーアセスメントを「技術的イノベーションと社会、環境、経済との一次的、間接的、および時間差のある相互作用、ならびに、それらの相互作用の現在および予期される帰結や影響に関する徹底的でバランスのとれた分析」であり、「その技術が連邦政府機関にどのような影響を及ぼし、さらにはアメリカ社会にどのような広範な影響を及ぼすのかを説明する」ことであると定義している。要するに科学技術が経済社会あるいは環境にどのような影響を及ぼしうるか、あるいは国政課題と科学技術との関係はどうか、といったことを調査・分析することを、広くテクノロジーアセスメントと表現しているのである。

この定義は、実はOTAの時代から用いられていたものであり、OTA時代のテクノロジーアセスメントと大きく変わるものではない。ただし、法律がOTAの機能を「技術の応用の有益な影響や逆に悪影響の可能性についてその初期的兆候を指示すること」\*12と表現していたため、新技術の事前評価、それも技術の悪影響に関する事前評価に注目が集まりがちで、テクノロジーアセスメントが、あたかも技術開発にブレーキをかけるための仕組であるかのように誤解されることも珍しくなかった。ただし、法律では続けて「関連する情報の生産を通じて連邦議会を補佐すること」という文言が続き、科学技術の側面からの連邦議会を補佐することがOTAの役割として規定されていた\*13。

\*11—旧称はGeneral Accounting Office: GAO。当時は、会計検査院と邦訳されていた。改称後も、日本では会計検査院として紹介されることが多い。

\*12—Technology Assessment Act of 1972, PL92-484, §3.

#### 4. 謎のキッシンジャー・ルール

最後に、大学と立法府や行政機関との人事交流の仕組について記しておこう。米国では、大学教員が、長期にわたって長官級もしくは大統領補佐官等の政府高官を務めることが珍しくない。例えば、スタンフォード大学のコンドリーザ・ライス教授は准教授時代に2年間、ジョージ・H.W.ブッシュ(父)政権の国家安全保障会議の要職を務めた。これは、通常のパタンなのだが、ジョージ・W.ブッシュ(子)政権発足後は、国家安全保障問題担当大統領補佐官を務めた後、同政権の2期目には國務長官に就き、都合8年間、大統領府の主要メンバーであり続け、その後はスタンフォード大学に戻った。

このような8年間にわたる政権への参加は、大学のサバティカル・リーブの制度を完全に逸脱している。ポリティカル・アポインティ(政治任用)として大学教員が多数政権に参画する米国で、例えばライス長官の事例では、大学の仕組と政治の仕組の折り合いをいかにつけているのか、筆者はかねて疑問に思っていた。大学による単なる特別扱いなのだろうか。それとも科学技術者や専門家を連邦政府が活用する上で、何らかの約束事や慣習が成立しているのだろうか。たまたま、パウエル國務長官とライス國務長官の下で科学技術顧問を務めていた人物と会う機会があったので、根掘り葉掘り聞いてみた。

「大学教員が長期間にわたって連邦政府の政治任用として働くことはできるのか。米国の大学ではテニュア教授は通常7年に1回、1年間のサバティカル・リーブを取れるが、休職期間は通常1年で、特別な場合でも2年ではないのか」

「キッシンジャー・ルールというのがあるんだよ」

ヘンリー・キッシンジャーがそれまでの慣行を

\*13—今日では欧州諸国の議会テクノロジーアセスメント機関を含め、議会の政策審議や立法活動の補佐の側面が強くなっている。

変えさせ、長期間の大統領府への参画を可能にし、新しいルールになった、というのである。

キッシンジャーはハーバード大学の教授だったが、ニクソン、フォード政権で1969年から8年間にわたって国家安全保障問題担当大統領補佐官、國務長官を務めた歴史的にも有名な人物である。ウェブなどでキッシンジャー・ルールを調べると、彼が「ハーバード大学に提出した学位論文が非常に長かったため、それ以降、学位論文に150頁の上限が設定された。これをキッシンジャー・ルールと呼ぶ」などという説明が見つかるのだが、ここでの話はそれとはまったく別の話である。

いろいろな断片的な情報をつなぎ合わせて、筆者なりに再構成してみると、こんな話のようだ。すなわち、キッシンジャーは1971年1月で2年間の通常の休職期限を迎え、手続き上は退職した。その際に、キッシンジャーが所属していた行政学科の学科長はそのポストをさらに2年間空けておく特別の約束をした。退職はするが教授職の権利は残るといふ特例である。しかし、それから2年を経過した後も、キッシンジャーは政権に残り、大学には戻らなかった。そこでハーバード大学行政学科はキッシンジャーの教授職の権利の停止、つまり、すでに実質4年間に延長されていた休職期間を終え、空いたポストに新しい教授を採用することを決定した。これにはキッシンジャーも合意したと言われる。この結果、キッシンジャーがハーバード大学へ将来戻る可能性はなくなるのだが、その時になって、学長がポストを与えれば、大学に戻る可能性を排除するものではない、という条件も付いたらしい\*14。フォード政権が終わり、結局、キッシンジャーはハーバード大学には戻らず、外交、安全保障分野で有名なシンクタンクである戦略国際問題研究所\*15へ移った。

\*14—このような特例的措置はキッシンジャーが初めてではなかった。ハーバード大学教授であったエドウィン・ライシャワーは、1961年4月から1966年8月までの約5年間、大学を休職して日本大使として赴任した。彼は帰国後にハーバード大学教授に復帰した。

\*15—Center for Strategic and International Studies: CSIS。キッシンジャーの就任時は、ジョージタウン大学内の研究所で

おそらく、こうした経緯をふまえると、キッシンジャー・ルールとは、有力教授が政治任用として休職する際には、教授職への復職の権利を通常より長期間にわたって保証する特例のことを指すのではないと思われる。それによって、有力な大学教員が政権を長期にわたって補佐、支援することが可能になるというわけである。ただし、これはあくまでも筆者の推測である。米国政治の専門家の指摘を待ちたい。

\* \*

立法府、行政府に対する学界の人的支援を実現する上では、このような慣行の成立が鍵を握っているのではないかと思う。科学技術や人文社会科学分野の専門家が、その専門性を生かして行政のみならず立法、司法を補佐する仕組や科学顧問などの制度を構想するにしても、現在の日本の場合はシニアレベルの貢献は、退職者を特別のポストへ任用するか、大学教員などが審議会や各種委員会に非常勤で参画する形態がほとんどである。しかも、後者の多くについては国会承認などは不要であるため、その選考、指名のプロセスが必ずしも透明ではなく、学界と政府の関係として適切であるのか、疑問が残る。

証拠にもとづく政策の立案や運営が重要性を増す時代に、行政府における科学助言や科学技術の専門性や科学技術者による行政監視、政策評価を含む立法支援活動などの学界の新たな役割に対する期待が高まると思われる。学界として、新しい社会的役割に対してどのように応えていくべきだろうか。また、大学セクターや学界と行政府や立法府は、お互いがどのように助け合うべきで、それを支える仕組はどうあるべきなのかを検討し、透明性のあるルールを整備していく必要がある。国の成り立ちがまったく異なるとは言え、米国の事例は、我々が検討すべき課題や配慮すべき観点を示唆している。

それでは、日本の立法府における科学技術に関わる立法補佐活動の実態はどうか。学界は立法府

とどのような関係を築き、社会的役割を果たしていくべきだろうか。

---

#### 小林信一 こばやし しんいち

1956年生まれ。1986年筑波大学社会学部工学研究科博士課程満期退学。同年東京工業大学工学部助手。文教大学国際学部講師、電気通信大学情報システム学研究科助教授、文科省科学技術政策研究所総括主任研究官(併任)、筑波大学大学研究センター助教授、同ビジネス科学研究科教授などを経て、国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員。2017年3月定年退職。専門は科学技術政策、高等教育政策、科学技術論など。国会図書館時代に執筆した立法補佐レポートは、国会図書館デジタルコレクション(<http://dl.ndl.go.jp/>)から入手可(氏名で検索の後、国立国会図書館刊行物に絞り込み)。

---

あったが、1987年に独立した。